

(次期)北九州市障害者支援計画のあり方懇話会 第2回第一部会

(会議要旨)

日 時	平成29年8月17日(木) 18:00~20:00
場 所	市庁舎 3階 大集会室
出席構成員 (13名)	◆(次期)北九州市障害者支援計画のあり方懇話会構成員 國友部会員、古柴構成員、小鉢構成員、早田構成員、 中村(恵美子)構成員、長森構成員、橋本(弓子)構成員、久森構成員、 深谷構成員、松尾(圭介)構成員、松尾(まゆみ)構成員、山下構成員、 山田構成員
欠席構成員 (0名)	
事務局 及び関係課	【事務局(保健福祉局 障害福祉部)】 障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、発達障害担当課 長ほか 【関係課】 保健福祉局地域福祉推進課長、地域医療課長、地域リハビリテーショ ン推進課長ほか
次 第	1 開会 2 意見交換 (1) 「(次期)北九州市障害者支援計画」の「基本的な施策」 3 閉会

## 会 議 経 過

発言者	発 言 要 旨
事務局	<p>ただ今から（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会 第2回第一部会を開催する。</p> <p><b>配布資料確認</b></p> <p>次に会議出席者の確認を行う。 本日の会議出席者は、資料のとおり13名の構成員全員に出席いただいている。</p> <p>それでは早速であるが、議事に入らせていただく。 この後の会議の進行は部会長にお願いする。</p>
部会長	<p>それでは議事に沿って進めてまいりますので、皆さまにはご協力をお願いする。</p> <p>前回の第1回第一部会では、「基本目標Ⅰ」を達成するために設定された1～3の各分野における「施策の方向性」について、ご意見をいただきました。</p> <p>本日は、前回の「施策の方向性」からさらに踏み込んだ「基本的な施策」について、構成員及び部会員の皆さんからご意見をいただきたいと思う。</p> <p>意見交換に入る前に、まずは、「基本的な施策」設定の考え方や、主な内容について、事務局から説明をお願いする。</p>
企画調整係長	<p><b>資料1 「(次期)北九州市障害者支援計画」の体系(案)、</b> <b>資料2 (次期)北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」の設定に</b> <b>当てる考え方【全部会共通】、</b> <b>資料3 (次期)北九州市障害者支援計画「基本的な施策」のポイント</b> <b>(第一部会)</b> <b>資料4 (次期)北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」(案)</b></p> <p>について説明。</p>
部会長	<p>前回は分野ごとに分けて意見交換をしていただいたが、今回は3つの分野全体で意見をいただくこととしたい。分野1から3のいずれに関するものでもかまわないのでご発言いただきたい。</p> <p>ご発言の際は、基本的な施策の項目番号を予め言っていただけると分かりやすいと思うので、ご協力をお願いしたい。</p>
構成員	<p><b>【分野3の(1)地域移行支援・地域生活支援の充実について】</b> <span style="float: right;">(9ページ)</span></p> <p>分野のテーマが地域相談支援ということで、その中に地域移行支援と地域定着支援があるという内容になっているが、この地域移行支援、あるいは地域定着支援というのは、入院者の退院後の地域移行支援のことなのか。それとも、特に精神障害については、いわゆるひきこもり状態になっ</p>

<p><b>発達障害担当課長</b></p>	<p>ている人が非常に多く、医療機関につながっていないとか、医療機関には行っているがほとんど地域生活に馴染めず、長年家族が負担を強いられているという状態が非常に多いが、この項目では、そういったひきこもり状態の人に対する訪問支援等のアウトリーチも含めて考えていってよいのか教えていただきたい。</p> <p>ただいまご指摘のあった、例えば地域でひきこもり状態にある方や、困りごとを抱えていて、場合によっては孤立状態にあり支援に繋がっていない方への支援は非常に重要であると思っている。分野3の地域包括ケアシステムの構築の中には、(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実、(2) 相談支援体制の充実、(3) 地域福祉の充実、(4) 障害福祉を支える人材の育成・確保という4つの施策の方向性があり、今ご指摘いただいた部分の支援については「施策の方向性」の(1)(2)(3)それぞれにまたがる課題かと思う。(1)の地域移行支援・地域生活支援の充実については全て精神障害ということばかりではないが、主に地域への移行と、それが定着していくように、これまでのサービスの枠組みを主体にとりまとめをしているところである。先程ご説明したとおり、この枠組み・仕分けでよいのかということは具体的な施策や事業を取りまとめた後でもう1度振り返り、言葉の定義等も含めて再度見直しをしていきたい。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>今、言われている地域移行・地域定着というのは、退院後の生活という観点から定義していると思うが、そうではなく、障害者本人が望む場所での生活を、国の計画でも重視していこうということであれば、入院している人の希望が、グループホームの場合もちろんあるが、やはり家で生活したいという希望も多い。また、先程も言ったひきこもり状態の人も、過去の統計上は余り出ていないが、相当数あると思うので、そうした人たちに対して地域で生活していけるようにどういう支援策を取れるかという視点が非常に大事だと思う。今までの色々な資料を見ても、その視点が余りないように見受けられる。地域移行も地域定着も、現計画のPDCAチェックの中でも100人に満たないような人数が実績としてあがっているが、精神障害者は北九州市のなかでも1万数千人いるわけだから、その内のかなりの部分がそういう家にひきこもっている状態で家族が非常に対応に苦労しているということもある。聞くところによると、現在アウトリーチをしている事業者の中でも、家族と同居している場合には家族が病気等になって今までどおりの介護が出来なくなった状態であれば、そういうアウトリーチの対象になるが、そうでなければ認められないということも聞いている。次期計画の中では、ひきこもり状態になっている当事者が地域でそれなりの生活ができるような支援をするための色々な仕組みづくりや民間の事業者が対応できる仕組みに見直してもらいたい。</p>
<p><b>発達障害担当課長</b></p>	<p>ご意見として受け止めたい。タイトルの定義については、説明が不十分だったところもあったので補足する。9ページ(1)地域移行支援と地域生活支援という意味合いについては少し広範に捉えている。10ページをご覧いただきたい。いわゆる入院患者移行という部分だけではなく、例え</p>

	<p>ば地域生活支援拠点の整備に取り組むということであるとか、外出の支援であるとか、触法障害者の社会復帰支援であるとか、そういった広い意味合いでこの柱の定義としている。ただし、ご指摘のあったひきこもり支援等の話であれば、13ページの(4)の地域福祉を支える人材の育成の確保というところに、ひきこもりの方への理解を深め、家族同士の分かち合いの場を提供する、情報交換し不安解消に向けた取り組みを行うといった視点も盛り込んでおり、12ページでも行動障害等、悩みを抱えた人と家族が地域で孤立することなく、安心して生活出来るようにという視点での取り組みの方向もここで記載しているところである。また今後、これだけでは不十分と思う点を補足していきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>他にご意見等ないか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【3-(1)-8について】(10ページ)</p> <p>地域生活支援拠点の整備については、前々から懸案になっているようだが、ぜひ構築していただきたい。ただ、「緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組めます」については、緊急時に限定していることが非常に気になる。先程言ったように、緊急時ではなく日常的にそういう生活支援が必要な方もたくさんいらっしゃる。緊急時に限定するのはいかがなものかと思う。またそれに関連して、資料3の5枚目にある実態調査結果の(12)地域で生活していくために必要な支援については、網掛け部分になっている「緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けることができる体制」が欲しいということは各障害者共通で思っているということとはよく分かる。ただこれは設問が緊急時ということしか書いていないのではないか。日常的な支援というものも調査項目があったとしたらやはりここは変わってきたのではないかと思う。この調査では設問において緊急時ということが多かったからそういうものをこの資料4の10ページの中に緊急時という言い方をしたのだと思う。緊急時だけではなく、日常的なアウトリーチも含めた生活支援が必要だということであり、緊急時だけに限定するのはいかがなものかと思う。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>ご指摘の通りと思う。地域で安心して生活していくためには日常的な支援が必要な方に対しては支援というのは当然必要になってくると思う。その部分については、地域生活支援拠点そのものについては、どういう場合にこの支援拠点という仕組みや、サービスを組み立てて活かしていくかという具体的な議論はこれからということになっているので、その姿をお示ししながら考えていきたい。ただ、この部分だけで地域生活を支えていくということではなく、さまざまな在宅サービス、福祉や医療も含めて結び付けていくこと、例えば相談支援ももちろん必要であるし、地域での色々な方とのつながり、日頃の見守りや声の掛け合いというようなことも地域生活をしていく上では必要であると思っている。その点はいろいろな施策を総合的につなぎ合わせて支援していくと考えているので、基本的な施策の1項目のみで支援していくということではなく、計画全体で支援してい</p>

<p><b>企画調整係長</b></p>	<p>くにご理解いただきたい。</p> <p>資料のご指摘がありました実態調査結果について補足の説明をさせていただきます。資料3の5枚目にある(12)地域で生活していくために必要な支援の調査結果を示しているところであるが、この項目は「地域で生活を送る上で必要なことは何ですか」という幅広い質問をしたものであり、答えについては十数個の選択肢から選ぶ方式で、例えば、必要な在宅サービスを確保して欲しいであるとか、在宅で適切な医療が受けられるようにして欲しいであるとか、そういった一般的な選択肢もある中で、複数回答ができたこともあるが、特にかかなりの率で緊急時や困った時の体制については、やはり地域で生活するためには欠かせないという意味での回答が多かったもので、緊急時に限定した設問ではない。</p>
<p><b>部会長</b></p>	<p>他にご意見等ないか。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>【3-(2)-3について】(11ページ)</p> <p>今、相談支援体制の充実の話があったが、関連して発言させていただく。私は区の知的障害者の相談員をしている。今、北九州市では、基幹相談支援センターや、区の窓口など、色々な相談支援体制は充実しているが、個人情報の問題もあるかもしれないが、相談員がまだ広く市民に知られていないという状況の中で、相談件数がとても少ないというのが現実である。私が相談員になっていながらも、本当にこの制度が必要であるのかと思う時もあるが、地域の中の相談員というのは、障害のある人にとってとても身近であるということと、ピアカウンセリング的な要素もあるので、とても必要な制度であると思う。ぜひ行政にもこの相談員をこれから先も活用していただきたい。また今、相談員は地域・区の中でのつながりが全くない。やはり地域の色々なつながり(システム)の中に相談員を入れていただくことで相談員の活動の幅も広がっていくのではないかと思うので、ぜひ行政の方でそういう地域とのつながりを作って欲しい。</p>
<p><b>発達障害担当課長</b></p>	<p>ご指摘・ご意見の通りであると思っている。今回、(次期)障害者支援計画の中で初めて地域包括ケアシステムという言葉や理念を盛り込む方向で進み始めたところである。地域包括ケアを考えていくときには、身近な場所で色々な人との繋がりの中でお互いに支えあっていくという考え方のもとに地域の人的な資源も含めて社会資源を結び付けていくことであり、これは相談の担い手をつないでいくということも含めてのことと思っている。当事者や相談員の方々、知的障害者相談員の皆様の存在は地域包括ケアを進めていくという意味合いにおいては今後更に重要になってくると考えている。そういう視点からも今年度、自立支援協議会の地域ネットワーク部会において、地域での見守り支援、在宅の当事者と家族に対する支援とはどうあるべきかという議論を重ねているところであり、その中では相談員の皆様にもお話しをしていただいているところである。そういった色々なご意見を踏まえて少しずつ形にしていきたいと思っており、特に区の窓口や基幹相談支援センターなどの窓口の担当者とのつながりを</p>

	再度強めていくことも必要になってくると考えている。
部会長	他にご意見等ないか。
構成員	<p>【1 - (3) - 3について】(3ページ)</p> <p>先日、医師会でも話があったが、就学前の児童が平成29年は北九州市内で47,000人ほどいるということであるが、集団保育が可能な障害のある子どもというのはどれくらいいて、また、市立の保育所や市立の幼稚園も市の直営はどんどん減ってきていると思うが、市立の保育所が何ヶ所あって、何人くらい受入れをしているかという実績をお聞きしたい。</p>
子ども家庭局 保育所支援 担当係長	市内の認可保育所は165ヶ所あり、うち114ヶ所で306名の障害のある子どもを受け入れている。165ヶ所のうち市が直接運営している直営保育所は19ヶ所であり、そのうち16ヶ所で86名の障害を持つ子どもを受け入れている。
構成員	いつも言っているが、おそらく保育所の事業に関しても民間が担っている割合というのが、非常に増えていると思うが、その辺はいかがか。
子ども家庭局 保育所支援 担当係長	146ヶ所の民間の認可保育所のうち、98ヶ所で220名の障害を持つ子どもを受け入れている。重度の障害を持つ子どもの受け入れについては直営保育所の割合が高いものの、民間保育所での受け入れも進んでいる。
構成員	今、最後に言われたように、他の民間の保育所では預かれないような重度の障害の方などを市立の保育所というのが受け入れていただいているというのであればそれは非常にいいことだと思う。今後も続けていただきたい。
構成員	補足であるが、実際には民間の保育所に重度の方はたくさんいらっしゃるし、0歳児から保育所に入っていて、入ってから障害があることが分かり、重度だったという方もいらっしゃるの、ここで市立保育所というのはやはり何らかの補足する言葉があった方がよいのではないかと思います。市立保育所で親子通園をされているので、そういう言葉が入れば印象が違うのではないかと思います。
発達障害担当課長	今日は「基本的な施策」案を提示しているが、実際にプランを作っていくときには、この下に事業計画が入ってくるので、複数の事業がこの「基本的な施策」の下に位置づけられると全体像というのが見えやすくなるかと思っている。その意味では少し掴みづらいが、中途の段階であるという風にご理解いただきたい。ただし、確かにご指摘のあった通り、市立保育所だけではなく、民間保育園も含めて障害のあるお子さんの保育に取り組んでいるところである。その中で、過去に、集団保育の可能な重度の障害のあるお子さんを受け入れていくという取り組みを市立保育所の

<p>構成員</p>	<p>方で重点的にスタートをさせた時期があった。現在どこまでの広がりがあるかについては担当課に任せたいと思うが、そういった経緯もあり、今、構成員にご紹介いただいた親子通園のように民間とは違った視点での保育支援の取り組みも市直営保育所で行っているところもある。そういった点も含めての「基本的な施策」の表現としているが、表現については担当課とも協議し、もう少し工夫していきたい。</p> <p>就学前のこの年代のお子さんというのは幼稚園に通う方もおられると思うが、幼稚園に通っている障害のあるお子さんに関してはどうのように考えているか。</p>
<p>発達障害担当課長</p>	<p>その点についてもご指摘の通りだと思っている。その点も含めて表現については担当課と協議しながら工夫していきたい。</p>
<p>構成員</p>	<p>今、保育所や幼稚園で障害のある子どもと一緒に保育に取り組むという話があったが、障害のある子どもを持つ親が、将来的にどういう風にしていったらよいかということも含めて相談できるような、専門的に相談の対応を行う市の窓口や、システムはあるのか。親自身が自分たちで受け入れてくれる保育所等を探さなければならないのか。孫が行っている保育所で障害がある子がおり心配しているが、そういったことはその子が今通っている保育園で相談できるのか。</p>
<p>子ども家庭局 保育所支援 担当係長</p>	<p>保育所に関する相談については、その子どもさんが在籍している保育所の保育士が受ける。例えば集団生活の中でスムーズに過ごすため、家庭等でどういう関わりをするとよいのかというような内容のご相談であれば答えることはできる。障害や病気についての質問についてはお答えができない場合もあるので、療育機関やかかりつけ医等の関係機関と連携を取りながら一緒に支えていけるような相談対応体制は作っている。</p>
<p>構成員</p>	<p>今の話はとても大事なことだと思う。学校教育では特別支援教育相談センターが、兼務ではあるが、相談を受ける方を必ず学校に配置するようになっている。たぶん市直営の幼稚園は置いているのかもしれないが、保育所でもその考え方は重要ではないかと思う。相談窓口できちんと対応できる方を置くような体制が取ればよいと思う。以前、私は社会福祉法人北九州市福祉事業団が運営する保育所に兼務で配置されたことがあり、研修を続けて何年かいたが、その研修がなくなると、なんとなくうまくいかなかったりした。全国的には、幼稚園や保育所にもそういうコーディネーターを置くという考え方があるが、たぶん北九州の市立保育所ではそれほど配置していなかったような気がするので、その考え方を何らかの形で次期計画の中にも反映できたらよいのではないかと考えている。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>おっしゃるように保育所や幼稚園に、いわゆる学校の特別支援コーディネーターのような方がいらっしゃればよいというご意見は、個人的にはとてもよい話であると思う。実際には今は、子どもさんが保育所に入所する</p>

	<p>時に保護者等が区役所の窓口には色々相談されるかと思うが、その段階で不安等があれば総合療育センターへの受診を勧めたり、子ども総合センターで心理判定を受けることを勧めたりなど、色々なアドバイスを行っている。保育所等に通ってらっしゃる方の色々な具体的な相談としては、総合療育センターにも窓口があり、またひまわり学園であれば、総合療育センターから専門職員が各保育所に訪問して保育所職員を支援するという事業も行っているところである。今のこの体制でよいのか、また、それぞれの保育所にそういった事業が必要なのかということについてもご意見をいただけたら、私どもとしてもしっかり受け止めて検討していきたい。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>今、総合療育センターの名前が出たのでお答えしたい。療育センターで行えることというのは、保育所を紹介することではなくて、障害のある方に対してどういう保育が必要かとか、どういう配慮が必要かというような相談への対応である。保育所に入られたお子さんについては、保育所職員に対する指導や助言を行っている。</p> <p>もう1点、障害のあるお子さんに兄弟姉妹がいて、そのもう一人の兄弟姉妹をどうするかということが非常に大きな問題になっている。兄弟姉妹だから同じ保育所に通いたいとは思いますが、なかなか同じ保育所に行けないというポイントがある。その点については問題があると感じている。そういった色々な保育に関して解決しないといけないことがあり、療育センターだけではどうしても対応出来ないところがあるというのが現状である。</p>
<p><b>障害者支援課長</b></p>	<p>さらに補足であるが、いわゆる学校のように就学相談会のようなところで色々親御さんの意見を聞いてどの教育機関が適切かというようなアドバイスをするところまではいってないと思うが、保育所に通っているということであれば、区役所に相談していただきながら、必要に応じて子ども総合センターや、総合療育センターなどをご紹介するというのが現状である。</p>
<p><b>部会長</b></p>	<p>続いて、今回（3）「障害のある子どもに対する支援の充実」のところで行くつか具体的な施策があげられているので、現時点で、総合療育センターでどのような支援がされているのかということ、構成員から簡単にご説明していただいた上で、構成員ご自身がもう少しこういうことが必要なのではないかというようなところがあれば、お聞かせ願えればと思う。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p><b>【総合療育センターで行っている事業等について】</b></p> <p>まず、保育所や幼稚園に行かれていますお子さんに対する専門窓口事業、それから保育所や幼稚園に対する施設支援事業というものがある。施設支援事業は、総合療育センターの保育士ないしは療法士が現場（保育所や幼稚園）に定期的に行き、現場の園長や保育士の話を聞きながら対応を一緒に考えていく、そういう事業を行っている。また逆に、随時対応しているが、園の方から要請があった時は、そういうお子さんと一緒に障害の程度と障害の有るか無いかというところから相談してもらって、ご両親・ご家族の了解を得てから総合療育センターの方に来ていただくという、障害の</p>



	<p>早期発見等を行うシステムがある。総合療育センターの一つの事業として、どうしても保育園には行かせないという方もおられるので、そういうご家族に対して、受診や家族の理解を促すなどといった事業も総合療育センターの業務の中に入っている。言語療法士や心理士が主に関わることになる。そういう障害を持っている人たちを保育園に行かせる時に、受け入れる側の保育園もどうしても不安があるので、医療的な検査を行って、保育所や幼稚園内の活動の中でどこまで安全性が保たれるか、どこまでが許容範囲で運動ができるのかというような話を家族の方にはしている。</p> <p>そして先ほど構成員も言われたが、総合療育センターにも通園施設がある。知的障害の方は3歳まで、肢体不自由の方は就学まで受け入れているが、あくまでも通過施設と考えている。まずは総合療育センターの通園施設に通い、その後、他の幼稚園や保育所、また色々な就学先へ通うことになる。総合療育センターから次の段階の機関へ通うことに関しては、それまでの経過を見ながら、その後の事については相談しながら、次の段階への移行に対する支援を行っている。</p>
<p><b>部会長</b></p>	<p>現時点で、療育センターで行われている支援ということでお話をしていた。現状で不足しているものに関して、今後、市ではこういう風な施策体系で充実させていくということで今回「基本的な施策」案が出されているが、この内容について、具体的に療育センターの現在の取組に照らし合わせて、不足している部分や、もう少しこういう方向性で進みたい等のご意見があればお聞きしたい。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>総合療育センターとして不足しているのは、そういうお子さんたちが総合療育センターを出た後、就学ないしは他の保育園・幼稚園に行き、将来的にどういう生活を送っているのか、例えば、どこに就学したとか、最終的には就労まで入るが、そういった総合療育センターを出た後の就学・就労等の状況というのが全く掴めていない。過程のどこかで途切れてしまう。今後は、今行っている保育も含めて、総合療育センターで行った治療や療育がその後の成長にどれくらい影響を与えているのかというところを確認していくことが必要であるが、それは療育センターだけではできないので、やはり市の事業の中で考えていっていただかないといけないと思っている。</p>
<p><b>障害者支援課長</b></p>	<p>補足させていただく。ひまわり学園は市が設置しており、到津・北方・若松・引野とある。さらに光の子学園という民間の施設があり、その5ヶ所に対して（市（障害者支援課）から総合療育センターに委託して）保育所等訪問支援事業を行っている。ひまわり学園では外来相談という形で、通園が終わった後、在宅や通園に通われている方、いわゆる障害の可能性のあるお子さんたちの相談を受けていただいている。障害児保育をしている保育所や学校へ、総合療育センター等から出向いていただいで支援をしていただいている。こういった現状を踏まえてどこにどう力を入れていったら良いか等について、是非ご意見をいただきながら今後について考えていきたいと思っている。この保育所等訪問支援事業は国の施策を受けて市</p>

	<p>町村で行っているものであり、拡大をしている。この事業の拡大にかかる予算はそれほど大きな額ではないが、今まで保育等に支援していたものに加えて乳児院と児童養護施設を対象に補助が出るというような法改正があるので、今でもやっていただいている部分はあるかと思うが、今後の施策にそういったものも盛り込まれているので、少なくともそういったことには取り組んで参りたい。また、この次期計画は今から精査していくので、皆様方のご意見をいただき、方向を見極めながら、厚くするところは厚くしていきたい。</p>
<p><b>障害福祉部長</b></p>	<p>補足させていただく。資料1の体系図をご覧いただきたい。今、構成員からのご意見にあった総合療育センターを出た後の就学・就労等については、第一部会の所掌範囲ではないが、基本目標Ⅱの第二部会で分野4の「教育の振興」、分野5の「雇用・就業、経済的自立の支援」において、できるだけ切れ目のない、谷間のない支援を行っていくことを盛り込みたいと考えている。</p>
<p><b>発達障害担当課長</b></p>	<p>補足させていただく。資料4の11ページをご覧いただきたい。今の構成員のご意見に答える施策の方向の一つとして3-(2)-5があるが、ライフステージに応じて気付きの段階から成人後まで含めたところの一貫した支援の体制を作っていくということが、発達障害者支援法も改正され、今後の取組の大きな方向性であると認識している。色々な支援者がリレー形式や、横で繋がっていくという形で、皆で一緒に歩んでいくという、情報の引き継ぎの中で幼児期の支援がこういう形で花が開いたという気付きも出てくるであろうし、逆に幼児期にこういう関わりをもっとしておけばという反省も出てくる場面もあると思う。いずれにしても切れ目のない体制で情報の共有や支援の方針を共有していく取り組みを進めていくということ、この「基本的な施策(3-(2)-5)」で方向性として盛り込んでいる。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>総合療育センターにかかっている重度の肢体不自由のお子さんたちについては、基本的には就学まで総合療育センターのどこかの科で診ている。それから就学相談の時に、殆どどの肢体不自由のお子さんたちは総合療育センターにかかっている。その際に、総合療育センターの資料を参考に就学に関する個別の色々な相談を受けている。そういう意味では私たちはお子さんたちの就学までに関しては具体的に詳しく見ることができる。もちろん就学した後も、例えば整形外科などに定期的にリハビリに来られるので、そういう意味ではライフステージに応じた支援もできる。ただ、大人になってからはなかなか関わるのが少なくなるが、それでも年金の相談など色々なことで、また時々何らかの診断書が欲しいということで来院されるので、そういうときに関わることはできる。あとは就学相談のことについて、教育委員会の意見もお聞かせ願えればと思っている。</p>
<p><b>企画調整係長</b></p>	<p>本日、教育委員会は同席していないが、先程障害福祉部長が申しあげたとおり、就学に関しては第二部会の分野4において、幼稚園・保育園等か</p>

ら情報を得て、より早く障害のある子どもの特性を理解した上での教育を提供するという体制の整備を推進するという内容を次期計画の中に盛り込んでいくところである。本日は資料としてお渡ししていないが、前回と同様に他の部会の資料についても後日皆様のお手元にお届けする予定である。また、本日お示しさせていただいている「基本的な施策」は具体的な事業名であるとか、具体的に誰が何をするといったものが書かれているものではなく、あくまで北九州市として障害施策にどうやって取り組むのかという、今後5年間にわたる姿勢・取り組みについてその方向性をまとめた文言になっている。今日の会議では、特にその中でもこういう取組について是非留意して欲しいという単語であるとか、例えば施策の体系の中でこの項目はこの箇所ではなくて、別の項目との連携なので、もう少しこういう工夫が必要なのではないかとといったご意見なども加えていただくと、より議論が深まると思うのでご協力いただきたい。

部会長

他にご意見等ないか。

構成員

【難病患者支援について】

難病に関することについてであるが、難病の理解の促進と当事者への情報提供、市民への啓発、支援者への研修というところを加えて欲しいと思っている。

具体的には参考資料1の1ページ内閣府の第3次障害者基本計画の下の方に「難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各地方公共団体において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。」とある。現計画においては難病支援に関する情報提供という事業があり、その中にはサービスガイドの作成だとかホームページでの啓発という詳しい内容が事業概要として挙げられていたが、この部分が次期計画においては分散されすぎていて見えなくなってしまうのではないかと思う。今、難病対策も流動的に変わりつつある状況にあり、軽症者が医療費の助成から外れたり、国の対策でも対象疾患が広がっていくという変化が激しい状況にある。情報提供という部分はこの先難病対策が確立されていくまでは継続的に必要なのではないかと思っている。

次に難病の理解の促進という部分で、難病対策地域協議会においても「障害と難病の違いは何ですか」という質問が挙がるくらい難病の理解が進んでいないというのが現状のように思う。先程の内閣府の文言にある難病における病状の変化や進行、流動的な病状という部分は特徴的なことであり、そういう部分の理解の促進を図って欲しい。また併せて、難病の種類は多いが、病態も多様であるので、その特性について支援者への研修という部分でも充実を図って欲しい。

難病患者の支援においては4つの柱は続けていきたいと思っているが、1つは難病相談支援センターが開設するというところで進んでおり、難病対策地域協議会も開催されている。医療費の助成についても次期計画でも謳ってあるので、最後の一つの情報提供の部分においても、是非この次期計画の中で文言を明記していただけて、続けていただきたい。特に軽症者と

<p>健康推進課 疾病対策担 当係長</p>	<p>というのは医療費の助成から外れるが、外れると病院には行くが役所には行かなくなる。そうなるとう福祉サービスが受けられるのに制度を知らないとか、どんなサービスが受けられるという情報が届きにくくなるという問題があるので、情報提供には力を入れていただきたい。</p> <p>今ご指摘のあった情報提供に関しては、確かにおっしゃるとおり重要だと認識している。構成員のお話にも出た難病相談支援センターの機能として、相談対応、支援者や事業者等に対する研修、情報提供という機能を持つものにしたいと考えているので、次期計画の文言として整理させていただきたいと思っている。</p>
<p>総合保健福 祉センター 管理課 難病支援担 当係長</p>	<p>難病に関する情報提供については、まず支援者に対する研修として、今年度から各区の包括支援センター等のケアマネージャーに対しての研修の中で、社会資源や難病についての講義を行っている。また障害者の相談員に対する研修会についても、今年度から難病のテーマで研修をする予定になっている。次に、2月末に世界希少・難治性疾患の日、RDDという難病の啓発をする日があるので、この時期には市政だより等を使い市民の方々に広く難病について正しい知識を広めるための記事をできるだけ大きく書かせていただく等により情報提供を行っている。</p>
<p>企画調整係 長</p>	<p>最後に障害福祉企画課（企画調整係）からも説明を申し上げる。</p> <p>情報提供については、ご本人に対する情報提供の部分と、一般の方に対する理解促進を目的とする障害・難病の情報提供という2つの側面があるかと思う。</p> <p>ご本人に対する情報提供については確かに次期計画案の中では分かりにくい部分もあろうかと思うので、その点については検討させていただきたい。</p> <p>なお支援する側の障害福祉サービスの提供に関わる人たちへの障害の特性の理解については、例えば2ページの1－（2）－1のところに障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進することや、相談コーナーの職員等に、難病に関わらず色々な障害の特性等について正しく理解して対応できるよう職員の資質の向上を図ること、また一般の方に対する情報の提供や理解の促進については、第三部会にある分野11の「広報・啓発の推進」において、それぞれの障害について障害者理解の促進等を掲げさせていただきたいと思っている。この点については第三部会での検討課題として整理させていただきたい。そして先程のお話に出た3－（2）－6にある難病相談支援センター、3－（2）－7にある難病対策地域協議会の記載については、難病に関する保健医療施策の促進となっている2－（4）と掲載箇所が離れており、やはり難病患者に対する支援という視点でこの計画を見た時に見えにくさがあると思う。この点については、例えば項目を再掲するであるとか、難病にかかる内容について他の分野にある取り組みが分かりやすいような配慮をした計画にさせていただきたいと考えている。</p>

部会長	他にご意見・ご質問はないか。
部会員	<p>前回の議事録にあった、総合療育センターにおける発達障害がある子ども もの外来診断のキャパシティの問題について、その対応というのはどの 「基本的な施策」で行うことになるのかお聞きしたい。</p>
企画調整係 長	<p>6 ページの 2 - (2) - 2 で、専門的な機関である総合療育センターと その他の機関の連携について記載しており、また他の項目においても色々 な箇所に記載しているが、特に前回の部会で話題になった当初の保健医療 の診療については、この 2 - (2) - 2 にあるように、かかりつけ医と総 合療育センターの役割等の分担、情報共有の仕組みづくりのところにかか ってくる。また、この箇所だけではなく色々な施策を組み合わせながら対 応を考えていきたい。</p>
部会員	<p>発達障害専門の医師が少ないと伺っているが、年金の更新、あるいは年 金を受給する為には必ず診断を受けなければいけないので、我々の団体 においてもそのための準備が非常に大変である。この辺も含めて色々施策を 実施していただきたい。</p>
構成員	<p>今のお話の件であるが、医師会において、療育センターと小児科医会の 医師と話をし、なるべく初診での総合療育センターの待ちの期間が短く なるようにすることが重要な課題であるとの共通認識をもち、今後対応策 を協議していくこととした。</p> <p>まず総合療育センターにおいて初診で診断をつけてもらうことが療育 センターとしての一番の機能と考えている。地域のかかりつけ医と療育セ ンターとの関わりあいというのは残しつつ、地域のかかりつけ医で診るこ とができる部分に関しては地域のかかりつけ医で診てもらおうような方向 で検討しているところである。</p>
構成員	<p>【2 - (1) - 2 について】(5 ページ)</p> <p>最後のところに「精神科救急医療体制の充実を図ります」とあるが、以 前から我々も希望していた事柄で、ようやく取り上げていただけるとい うことはうれしく思う。今までの夜間・休日精神医療相談事業では対応で きないものも、緊急医療という、更に一歩も二歩も前進した体制を敷いて いただけると期待する。そこでお願ひがあるが、もちろん休日の夜間で あって緊急に入院が必要、あるいは緊急に医療機関にかかる必要があるよ うな場合で、家族が本人を連れて行くことが難しいケースが過去にあった ため、ぜひ行政機関、そして医療機関、警察も含めて本人を説得して病院 に連れて行く仕組みをお願いしたい。その時に行政機関だけでは難しい場 合があるので、民間の訪問支援事業者等も活用する等して、そういった体 制の整備を検討していただきたい。</p>
部会長	<p>今の構成員のご意見について事務局から何かないか。</p>

<p><b>発達障害・精神保健福祉担当係長</b></p>	<p>今いただいたご意見の後半のところ、本人を説得して病院に連れて行くことが難しいケースについてであるが、来年度以降精神保健福祉法が改正され、その中で措置入院から退院した後の支援体制であるとか、精神障害がある方に対する支援のあり方について体制の見直しをしており、その中でアウトリーチ等の支援をできるような体制作りについて検討していきたい。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>【3－(3)－5について】(12ページ)  行動障害の方について、事業所での受入れを進めるためにサービス従事者を対象にスキルアップ研修を行うと書いてある。研修はもちろんであるが、事業所において、人員の問題等もあり、なかなか受け入れてもらえないという現状がある。金銭的なことも絡んでくるが、受け入れをする事業所に対する工夫について検討していただきたい。加配や、専門支援などがあるともう少し行動障害の方が受け入れてもらえるのではないかと思うので検討いただきたい。</p>
<p><b>障害福祉部長</b></p>	<p>今のお話であるが、先程、発達障害担当課長が申した自立支援協議会の中で地域ケアの勉強を行っている。部会長もその中に入っているが、その中でも確かに行動障害のある方の受入れというのはなかなかハードルが高いというか、スムーズにいかないというところがあり、その点については課題認識を持っているので、引き続き検討したいと思っている。</p>
<p><b>部会長</b></p>	<p>他にご意見等ないか。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>【1－(1)－4】について(2ページ)  「判断能力の不十分な者による成年後見支援制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行う」とあり、やはり財政基盤の脆弱な知的障害の方や、精神障害の方などは費用を助成していただくということはありがたいことではあるが、基本的に現行の成年後見制度というのは財産管理にとっても重きを置いてあるのではないかと思っている。我が子のことを思うと財産管理ではなくて、日ごろの見守りであるとか、子どもが充実した生活を続けられることに対して寄り添いながら相談を受けてくださったりだとか、時には意見を言ってくさったりだとか、そういう後見人を私たちは望んでいる。後見制度自体がやはりなかなか利用しづらいという原点はそこではないかと思うが、行政としては成年後見制度について障害のある方の親や、家族などが、どういう後見制度・後見人を望んでいるのかについて意識調査をするということが必要と思う。</p>
<p><b>企画調整係長</b></p>	<p>今のお話の中で、制度の見直し等の考え方については即答しかねる部分があるが、全体のところで、成年後見の方に本来どういった支援を望まれているのかについては、1ページの1－(1)－3に書いているが、国が意思決定支援ガイドラインを今回新たに示している。これはいわゆる成年後見の担い手の方に対してもこういう考え方、障害のある方がご自身の思</p>

	<p>いや自由に意見・意思を表明する、それすらも難しい状態にあるということを理解していただくためのガイドラインと聞いている。このガイドラインにはサービス利用のための手続きの時だけではなく、日頃の活動の中でも利用いただけるように成年後見の担い手などの方を想定した啓発等を今後進めていくべきという国の方針が示されているので、まだ具体的な内容はお示しできないが、そういう方向性にあるというところを踏まえ今回次期計画案の中でこういった取り組みを市としても進めたいという風に記入をしたところである。今いただいたご意見等も踏まえ今後の取り組み等の参考にさせていただく。</p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>今の成年後見とガイドラインの話で、次期計画には盛り込めないと思うが、知的障害者の福祉協会の方が意思決定支援のテキストをまとめているものもあるので、事業者として自分たちも頑張っていけないと思っている。</p> <p>また、成年後見の入り口のところであるが、今課題として、例えば知的ハンディのある方が、成年後見が必要だと思った時にそれを実際に申請することがなかなかご本人の理解が難しいところがあり、成年後見の利用が進まないという現状がある。次期計画案にせっかく書いてあるので、このところを力を入れてやっていただきたい。</p>
<p><b>部会長</b></p>	<p>その他にご意見等ないか。</p>
<p><b>部会員</b></p>	<p>【3-(3)-4】について(12ページ)</p> <p>今、就労については法律の整備が進行しており、民間の企業も追いついてきている状況だと思っているが、実際の事例で聞いたところによると、受け入れはしているが発達障害自体を理解していない人も中にはいるようである。受け入れ側の民間企業の理解を促進するための働きかけや、民間企業が相談する窓口は用意してあるのか。それとも今後の施策の中でそういったところも整備されていくのか。</p>
<p><b>障害福祉企画課長</b></p>	<p>同じ難病であっても同じ障害であっても一人一人の状態は違うが、今言われたように、企業側が障害そのものを理解していただけないということがまず課題になる。例えば難病の方であって、就職活動の際に、最初に難病であることを企業に打ち明けるのはやはり難しいということもお聞きする。また、企業側は法定雇用率があるので、障害者の枠で雇用したとしても、実際雇用してみるとやはり困ることが多いということも聞く。企業側からの相談への市の対応については、ウェルとばたに「障害者しごとサポートセンター」があるが、就職したい当事者の方の支援だけではなく、障害の事が良くわからない企業側の支援も同時に行っている。当事者が企業に就職した場合、しごとサポートセンターはその方が定着できるようにずっと支援を行っている。その中でご本人への支援と併せて企業側に対しても、その方の障害特性に対応する方法を助言するという事業も行っており、なかなか知られていないかもしれないが、企業側からの相談窓口も市としては用意してある。あとはやはり障害はそれぞれたくさんあるの</p>

企画調整係長	<p>で、難病の方も含めて、理解していただくというのが今の大きな課題であり、取り組まなければならない重大な課題であると認識している。</p> <p>補足をする。就労に関しては分野5（第二部会）で検討させていただきたいと考えている。分野5に「(3) 障害者雇用の促進」という項目があり、例えば企業における障害の理解の促進、また「(4) 障害特性に応じた就労支援」においてもしごとサポートセンターと連携をしながら精神障害や発達障害の特性に応じた支援等に取り組むという形で次期計画に盛り込みたいと考えている。就労の時にいきなり就労の支援センターに行くのではなく、特別支援学校から就労に行く場合については、現在教育委員会において就労を見据えた特別支援の教育、次のステージに向けた引継ぎというような取組を行っている。今年度から新たに文部科学省と厚生労働省の協働で就労支援のアセスメントなどの導入を始めたところであるので、教育の分野における就労のステージに、障害特性に合わせた支援の内容をどうやって引き継いでいくのかというような取組も分野4、分野5の方で汲んでいきたい。またその中に当然発達障害なども含めて対応していきたい。</p>
部会長	<p>時間が迫ってきているが、まだご発言いただいていない構成員から何かご意見ないか。</p>
構成員	<p>今の就労の点でいつも気になるのが、障害に対する労働基準監督署の理解が中々進んでいないことである。協力事業主であれば発達障害の方々の障害特性とかも理解いただいた上で職場へ配置等してくださっているという話も聞くが、労働基準監督署ではなかなか理解してくれる方が少ないということを実感している。国の機関ということでは難しい部分もあると思うが、労働基準監督署等も巻き込んだ何らかの施策ができるとういのではないかと思う。</p>
部会長	<p>次に、構成員から3-(1)-10のところコメントいただけないか。</p>
構成員	<p>【3-(1)-10について】(10ページ)</p> <p>触法障害者の社会復帰という面では、今わりと充実しているのではないかと思う。ただ、ここで単語として挙がっていないが、経済的な面で支援ができる何らかのツールのようなものがあればよいと思った。例えば、被疑者・被告人である障害のある方々がいつも困っているのは、お金がないからおにぎりを盗ってしまったとかということなので、就職・就労移行という意味では協力事業主の方も協力をしてくださるようになったが、例えば保護課の協力もいただけるような何らかの連携ができればよいと思う。経済的な支援という意味ではその点がないと支援として弱いのではないかと思う。</p>
障害福祉部長	<p>総論的な話になるが、経済的な支援ということや、まずは年金や手当が受けられないかということや、もしくは他に収入の道がないとい</p>



<p>構成員</p>	<p>うことであれば、今、構成員からもあった生活保護の適用ができないかということについては市として総合的に考える必要があると思う。そして関係する部署が上手く連携して関わることができるような体制について引き続き検討が必要だと考えている。</p> <p>今のお話で、支援者が地域で関わっていく中で、こういうシステムについて、我々支援者もいかにして理解するかということをよく考えている。それと同時に地域の民生委員同士でもこういった行政等のシステムに繋いでいくことと、こういったシステムがあるということをより多くの方に知っていただき、障害者の方や、難病の方などにシステムを利用していただくことが大事ではないかと思う。私たちは共に寄り添って地域生活が送れるようにしていかなければならないと思う。できるだけ私たちがこういったシステムを理解してそれを色々な方に広げていく、伝えていくということが大事であると、お話を聞かせていただきながらいつも思っている。</p>
<p>部会長</p>	<p>長きに渡り色々ご意見をいただいたが、時間となったので、この辺りで締めさせていただきたいと思う。</p> <p>最後に全体を通じてこれだけは言っておきたいということはないか。</p>
<p>構成員、 部会員</p>	<p>(特になし)</p>
<p>部会長</p>	<p>先程、構成員からも話があったが、やはり地域に住む市民が障害のある方のことについて少しでも理解を深められればと思う。障害を持つ人が孤立をしないということでは、地域に住む市民がそういったシステムのことについて少しでも知っているということが大切になってくるのではないかと思う。障害のある方は、最初に関わった専門職や、行政の窓口での対応によってその後の人生が変わっていくということもしばしばあると思う。そういう点で不公平がないようにどの人も適切に支援が受けられるような仕組みづくりということを今後考えていく必要があるのではないかと思った。</p> <p>本日は色々忌憚のないご意見をいただき感謝する。本日いただいたご意見については、部会長及び事務局にて一任させていただきたい。</p>
<p>構成員、 部会員</p>	<p>(了解)</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは進行を事務局の方にお返しする。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日のご協力に感謝申し上げます。</p> <p>以上で本日の会議を閉会する。</p>